

Ⅲ－８ 関連行為別の制限に関する事項

Ⅲ－８－１ 工作物の建設等

対象物件

- ・煙突、排気塔その他これらに類するもの
- ・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱その他これらに類するもの
- ・広告塔、広告板その他これらに類するもの
- ・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- ・擁壁、さく、塀その他これらに類するもの
- ・観覧車、飛行塔、メリーゴーラウンド、ウォーターシュート、コースターその他これらに類する遊戯施設
- ・コンクリートプラント、アスファルトプラントその他これらに類する製造施設
- ・石油、ガス、飼料等の貯蔵施設
- ・汚物処理施設、ゴミ処理施設その他これらに類する施設
- ・自動車車庫の用途に供する立体的な施設
- ・電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路、空中線系（その支持物を含む。）その他これらに類するもの
- ・彫像、記念碑その他これらに類するもの
- ・風力発電設備
- ・太陽光発電設備

指 針	位置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の主要な眺望点からの山並みの眺望を妨げないよう工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・山陵や丘陵地を背景とする地域においては、稜線を保全するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。 ・道路等の公共空間に接する部分について、歩行者等に対する圧迫感、威圧感を緩和するよう工作物の位置及び規模に配慮すること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・機能上やむを得ない場合を除き、低層に抑えること。
	形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観と調和のとれた形態及び意匠とするよう配慮すること。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の色彩は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。 ・基調色として避けるべき色彩を使わないこと。 ・自然景観と調和する色彩とすること。
	素材	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の外装に使用する素材は、出来る限り経年変化による質の低下の少ない耐久性のあるものを用い、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内は出来る限り緑化し、樹交又は樹勢の優れた既存の樹木がある場合には保存又は移植により、修景に活用するよう配慮すること。 ・工作物の外構部や周辺を緑化すること。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・単体としての広告物及び工作物に附帯する広告物は、工作物本体及び周辺の景観と調和した位置、規模、形態、意匠、色彩及び素材とするよう配慮すること。 ・工作物の撤去後の跡地は、周辺の景観と不調和が生じないよう配慮すること。 ・工作物に付帯する屋外広告物は、極力、抑制すること。 ・近傍に景観資産がある場合は、工作物との間にゆとりを保ち、景観資産の価値を引き立てるような景観的配慮をすること。
勸 告 基 準	位置	<p><u>眺望景観保全地域共通</u>※各地域の基準に準ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・眺望領域内において、視点場から視認できる位置に風力発電設備、太陽光発電設備を設置しないこと。 <p><u>歴史景観地域共通</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観重要建造物、寺社等の歴史的な建造物等から視認できる位置に風力発電設備、太陽光発電設備を設置しないこと。

勧告基準	高さ	河川景観保全地域共通 ・河川景観保全地域に設置される風車の高さは、各河川の良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項における勧告基準を準用とし、その制限の高さ以下とする。
	色彩	・工作物の色彩は、避けるべき色彩を使用しないこと。

Ⅲ－８－２ 特定照明等

対象物件	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外照明 ・大容量光源（サーチライト（以下「特定照明」という。））
------	---

指針	屋外照明	・星空の美しさを阻害しないよう、屋外照明の光は下向きにし、上方光束は避けること。
	特定照明	・商業目的のサーチライトは設置しないこと。
勧告基準	—	—

Ⅲ－８－３ 開発行為等

対象行為	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 ・土地の形質の変更 ・屋外における物件の堆積 ・鉱物の掘採又は土石の採取
------	--

指針	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。
	土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を生かし、長大なのり面及び擁壁が生じないよう配慮すること。 ・のり面は出来る限り緑化が可能なよう配とし、周辺の植生と調和した緑化による修景に配慮すること。 ・駐車場等では積極的な中高木緑化をすること。（緑化により空間を分節する。）
	屋外における物件の堆積	・堆積物は出来る限り、高さ5m以下、かつ面積1,000㎡以下とし、安全確保はもとより、周辺から見て、不快感を与えないように、緑化等により修景すること。
	鉱物の掘採又は土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> ・掘採又は土石の採取の場所が道路等から見えないよう樹木または塀等で修景すること。 ・掘採及び採取後の跡地は、周辺の植生と調和した緑化等で自然を復元すること。
勧告基準	—	—